

第八十五回国 参議院物価等対策特別委員会会議録第三号

昭和五十三年十月十八日(水曜日)
午後一時三分開会

委員の異動
十月十七日

赤桐 操君 補欠選任
村沢 牧君

出席者は左のとおり。

委員長 夏目 忠雄君
理事 山東 昭子君
高杉 迪忠君
木島 則夫君

委員

衛藤征士郎君
下条進一郎君
鈴木 正一君
世耕 政隆君
藤井 裕久君
真鍋 賢一君
増田 盛君
村沢 牧君
大森 昭君
村馬 孝且君
桑名 義治君
渡部 通子君
小笠原貞子君
渡辺 武君

衆議院議員

物価問題等に関する特別委員長 美濃 政市君
物価問題等に関する特別委員 片岡 清一君
理事

物価問題等に関する特別委員会 理事 武部 文君

國務大臣

法務 大臣 瀬戸山三男君
國務 大臣 加藤 武徳君
(國家公安委員 會委員長)
國務 大臣 (經濟企画庁長 官) 宮澤 喜一君

政府委員

公正取引委員會 事務局長 長谷川 古君
經濟企画庁 國民 生活局長 井川 博君
國稅庁 直稅部長 藤仲 貞一君

事務局側

常任委員會專門 員 菊地 拓君

衆議院法制局側

第一 部長 上田 章君
内閣總理大臣官 房參事官 小森 清美君
警察庁刑事局保 安部保安課長 佐野 國臣君
法務省民事局第 四課長 稲葉 威雄君
法務省民事局參 事官 田中 康久君
法務省刑事局刑 事課長 佐藤 道夫君
法務省訟務局總 務課長 高橋 欣一君
文部省大學局学 生課長 石井 久夫君
文化庁文化部宗 務課長 安藤 幸男君
自治大臣官房文 書広報課長 今井 実君

説明員

自治省稅務局府 長 吉住 俊彦君
県稅課長

本日の會議に付した案件

○無限連鎖講の防止に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(夏目忠雄君) ただいまから物価等対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十七日、赤桐操君が委員を辞任され、その補欠として村沢牧君が選任されました。

○委員長(夏目忠雄君) 無限連鎖講の防止に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。衆議院物価問題等に関する特別委員長美濃政市君。

○委員長(美濃政市君) ただいま議題となりまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

いわゆるネズミ講は、必然的に破綻するものであるのに、いたずらに関係者の射幸心をあおり、加入者の相当部分に経済的損失を与えるばかりでなく、善良なる人間関係や家族関係をも破壊させる等社会的な害悪を広げていることはすでに御承知のとおりであります。

ネズミ講のうち会主導型といわれるもの、すなわち、先輩会員に対する支払い金を一たん講元に送金させ、一定の条件を満たした先輩会員に対して講元から送金する類型のものについては、これまで出資の受入れ、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反として検査取り締まりが行われておったのでありますが、会員主導型といわれるもの、すなわち、講元は入金のみを受け取り、講元が先輩会員の氏名、住所を示して先輩会員への送金を指示する類型のものについては取り締まり法規がなく、現在まで社会的な害悪を広げており、特に最近では学生の間にまで蔓延してきている現状であります。

そこで本案は、ネズミ講に関与する行為を禁止して罰則を設けるとともに、防止に関する調査及び啓蒙活動に関する規定を設けることにより、ネズミ講のもたらす社会的害悪を防止しようとするものであります。

以下本案の内容について御説明申し上げます。まず第一条では、無限連鎖講つまりネズミ講が終局において破綻すべきものであるにもかかわらずいたずらに関係者の射幸心をあおり、加入者の相当部分の者に経済的損失を与えるに至るものであることにかんがみ、これに関与する行為を禁止するとともに、その防止に関する調査及び啓蒙活動について規定を設けることにより、ネズミ講がもたらす社会的な害悪を防止することを目的としたものであります。

第二条では、無限連鎖講そのものを定義しているものであります。無限連鎖講とは、一定額の金を支出する加入者が無限に増加するものであるとして、先に加入した者が先順位者、以下これに連鎖して段階的に二以上の倍率をもって増加する後続の加入者がそれぞれの段階に応じた後順位者となり、順次先順位者が後順位者の支出する金額から自己の支出した額を上回る金額を受領することを内容とする金銭配当組織をいうこととしております。これにより従来からわが国に存在するいわゆる頼母子講等との区別を明確にするとともに、禁止すべき無限連鎖講そのものを明確に規定したのであります。

しくは運営し、無限連鎖講に加入し、もしくは加入することを勧誘し、またはこれらの行為を助長する行為をしてはならないとして、いわゆるネズミ講に関する一般禁止規定を置いているのであります。

次に、第四条の国及び地方公共団体の任務についてであります。無限連鎖講の禁止措置に伴い、その防止については特に留意する必要がありますので、国及び地方公共団体は、無限連鎖講の防止に関する調査及び啓蒙活動を行うように努めなければならぬことを明記してあります。この規定は、国の関係省庁及び地方公共団体が従来所掌事務の範囲内においてそれぞれ積極的に防止に關する調査及び啓蒙活動を行い、もって本法の目的が達成されることを期しているものであります。

第五条から第七条までは、罰則についての規定であります。

まず第五条では、無限連鎖講を開設し、または運営した者は、他の法律の罰則との均衡を考慮し、三年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することとしたしております。

第六条では、業として無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、一年以下の懲役または三十万円以下の罰金に処することとしたしております。

また第七条では、無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、二十万円以下の罰金に処することとしておるのであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとしたしております。

以上がこの法律案を提案する理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(夏目忠雄君) これより質疑に入りま

質疑のある方は順次御発言願います。

○村沢牧君 私の地元である長野県においても、

ネズミ講の被害者がたくさん出ておりました。政府が何らかの措置をとってもらいたいという強い要請が、今日まであったわけでありました。また、ネズミ講については国会でも何回も論議をされたわけでありましたけれども、私は率直に言つて、政府の今日までとってきた態度はきわめてあいまいであつたというふうな指摘せざるを得ないんであります。

今回、議員立法でこの法律案が提案をされたという事は、これまでどきつけてこられた提案者を初め衆議院の各位に対して心から敬意を表するものであります。

そこで、ネズミ講は全国的にもはびこつており、被害をこうむっている人も大変ふえているわけでありませうけれども、まず、ネズミ講の組織と活動状況について、警察庁の方からお聞きをしたいというふうな思います。

○説明員(佐野国臣君) いわゆるネズミ講は、既存の法令で取り締まりできるものとそれから取り締まりできないもの、こういうふうな形で私ども分類したわけですが、取り締まり可能な組織に対する捜査、これは本来警察の責任ということで十分掌握いたしてございます。ところが、それ以外の本来取り締まりできないものにつきましては、あくまで参考程度の調査しかできな

がつておりませんので、あらかじめその点をお含みおきの上で御承知おきいただきたいと思ひます。

それで、いま申しました取り締まりができない、あるいはこの法案によりまして今後新たに違反行為というふうになると思われれるものは一応全国では十組織ございます。ただしその十組織は各県ごと、いろいろな支部を設けたりしてございますので、そういう支部までを一つ一つ計算いたしますと、全国で約六十八の組織数というふうになります。都道府県の数という事になりますと約四十と、こういう数字が一応把握されております。その中で最も組織が大きいものはいわゆる天下一家の

会・第一相互経済研究所であります。これは本年五月末現在では三十一都道府県に五十九の支部、連絡所などを置いておるといふふうに承知しております。中には現在、説明会場を設けて積極的な勧誘を行っているというものも聞いております。

なお、残りの九組織の活動実態でございますが、この辺は詳細つまびらかに私どもの方も承知しておりません。ただ一言申し上げられますのは、比較的活動が停滞済みであるというふうな感じはいたしております。ただ、停滞済みとは申しまして

も組織の構成、加盟員数は非常に少のうございまして、最初申し上げました天下一家の会に比べますと非常にその勢力ないしは影響力というのはいささいのじやないかというふうな考えられております。

以上でございます。

○村沢牧君 昨年三月三十日、長野地裁は、ネズミ講は公序良俗に反する、将来の破局が明らかな講組織は民法に違反し無効である、こういう画期的な判決を下しまして、第一相互経済研究所の内村所長に対して被害者五百二十人に二千二百八十七万円の返還を命じたわけでありました。

第一相互経済研究所を相手とて訴訟に踏み切るまでに、また訴訟を提起してから六年間という長い審理の期間、さらに、二十五回にわたる公判を私財もなげうって筆舌に尽くせない苦勞を、言うならば男の執念でがんばつてまいりました原告の西隆史さん、それを助けた下光軍二弁護士が全面的に認められたわけでありました。その後、西さんの手元には全国の被害者から六百通に達するような激励あるいは相談、切実な訴えの手紙が参つておられます。私もそのうちの一部をここに持つておるわけでありませうけれども、これらを見ましたとしても、被害者が非常に惨状を呈しているわけでありまして、この手紙によつても物語つておられることがこの手紙によつても物語つておられるわけでありまして、岐阜において自殺者も出たという

ことであります。

私はこれらの経過を見まして、やはりこれまでネズミ講というものをほうっておいたということ、私も政治家の端くれといたしまして非常に恥じ入るような感じがするわけでありまして、特に提案者のお話がありましたように、最近では学生にまでこれが蔓延をしておる。サラ金と抱き合はしてさらにこの被害者に拍車をかけているというところでありますので、このネズミ講の害悪の実態について警察の方から、御存じだったらひとつここで明らかにしてもらいたいというふうに思つて

○説明員(佐野国臣君) 民事の関係になりますと、私も必ずしも正確にはお答えできかねる部分がございます。主として警察的な面から申し上げますと、当初、昭和四十六年から七

年ごろにかけてこの問題がやはり相当出先の方でも議論になつたやうでございます。したがって、警察といたしましてはも詐欺罪ということで立件できるんじゃないかというところで相当な努力を払いまして、告訴もあつたわけでございますが、六件ほど捜査に着手しております。ところが、やはりこの法律そのものが、必ずしも詐欺罪というよりは各人が自分の射幸心を満足させると申しますか、そういう問題での自発的に加盟をしているというふうな面も相当あるというふうな御判断であつたと思ひますが、いずれにしても刑事事件としては成り立たないという事で、いずれも六件とも不起訴というふうな形になっております。したがって、警察的には訴訟関係で申し上げますとその程度の御説明が限度でございます。

それから、民事の集団訴訟の問題というふうな問題も聞いておりますが、私も承知している限りでは、長野地裁初め七裁判所で民事集団訴訟が起きておるといふふうなお話も聞いてございませう。それからあと、高校生が、何と言いましようか、子ネズミをつくれなくて困つておるといふふうなことから家出したというふうな事例も聞いて

おります。それから、学内で先輩が先輩にハッパ

をかけるか申しますか、そういうふうな事例があるようにございまして、その相談というふうなのが、京都府警あるいは大阪府警の方で取り扱いがございまして。

それから、直接今度のこの法案にかかわるとは申しかねるのでございしますが、過去検査したネズミ講のいわば被害とでも申しますか、その種の問題についてですと、一応検査したという経緯がございまして、ある程度の数字がございまして、ちなみにそれを申し上げてみますと、たとえば、昭和五十二年に出資法違反ということで私ども検査いたしました例が十一組織ございまして、その十一組織がどの程度預かり金をやっておったかと言いますと、約八十五億集めております。その八十五億のうち結局二十七億ほどが焦げつきというところございまして、二十七億円をいわば提出した人たちが被害を受けたというふうなことになるかと思っております。それからあと、五十一年の数字で申し上げますと、やはり十一組織で金額的には九十億の預かり金をやっております。ですから、この九十七億は、正確には焦げつきの統計は持っておりませんが、先ほどの例で言いますと約三割が焦げついでございまして、約二十七億と見なしております。その中で、やはり五十一一年の場合でも、三十一億五千万ぐらいの金が、出したけれども実際何らかの形で金が出たというふうな形で損害を受けたという人たちが多くいではないかというふうな感じがいたしております。なお、古くになりますが、四十九年にも金額的には百二十五億の預かり金事犯を検査しております。これにつきましても、先ほど申し上げましたような形で相当数の人たちが、実はお金を出さなして損害をこうむったというふうな形になろうかと、かように考えております。

○村沢牧君 衆議院の法制局にお尋ねいたしますけれども、この法案は無制限連講の禁止を目的としておりまして、第二条では無制限連講の定義を規定しておるわけでありまして、そこで何うことは、天下一家の会のいわゆるネズミ講は、この法律に

言うところの「無制限連講」に該当するものであるという決めつけをしてよろしいかどうかということ、新聞の報道するところによれば、天下一家の会の内村会長は、机上の計算はそうなるけれども、われわれの講は無制限連講とはならないと言っているわけでありまして、この際法制局の自信のある見解を示しておいてもらいたいというように思っています。

○衆議院法制局参事(上田章君) お答え申し上げます。衆議院提出の議員立法の補佐をいたしました一員といたしまして、いまお尋ねの件でございまして、天下一家の会・第一相互経済研究所といったところでいわれるネズミ講と称せられるものを行ってまいりますものは、会員がネズミ算式にふえないと必然的に破綻を来すという組織原理、そういう原理から見まして、そのような会の運営がうまくいくというところは、必然的に当然疑問に思われるところでございまして、仮に、そのような運営が現在も行われておるわけにございまして、なされたこととして、不特定多数の者が再加入を繰り返すということにございまして、この法案の第二条にございまして「加入者が無限に増加するもの」というものに該当すると考えられるわけにございまして、この法案の規制の対象でございまして無制限連講に該当するということに考えております。

○村沢牧君 私もそのように思いますが、そこで次に伺いをいたしますが、天下一家の会の宣伝物を見ますと、財団法人天下一家の会・第一相互経済研究所というふうになっております。そこで、その天下一家の会の機関誌を見ますと、言っていることは、天下一家の会はりっぱな法人として世間でも認められている会である、本当に詐欺なんかであるものとするならば、国家が財団法人や宗教法人として認めるかい、こういうことを言われておるわけですね、この機関誌で。

○村沢牧君 法務省にお伺いしますが、天下一家の会は現在財団法人でありますか。

○説明員(福業威雄君) 天下一家の会という名の財団法人は、現在のところ存在しないと承知しております。

○村沢牧君 天下一家の会・第一相互経済研究所も財団法人ではないわけですね。

○説明員(福業威雄君) そのとおりでございまして。

○村沢牧君 天下一家の会が財団法人ではない、財団法人でないものが財団法人と名のつて大衆を疑惑し、信頼感を与えるような行為は私は許してはならないというふうなふうに思っています。したがって、法務省やあるいは検察当局は厳しく取り締まるように、私はこの際要請をしておきたいというふうに思っています。

次の問題でありますけれども、天下一家の会・第一相互経済研究所は熊本市本町六百三十五に事務局を置いております。これと同じところに大観宮という宗教法人があるわけにございまして、そこで文部省にお伺いいたしますけれども、宗教法人大観宮の代表者あるいは規約、全部でなくても結構です、それから行っている事業について明らかにしてもらいたいというふうなふうに思っております。

○説明員(安藤幸男君) 宗教法人大観宮は、熊本県知事が昭和四十八年十一月に認承した宗教法人でございまして、その宗教法人規則によりまして、熊本県阿蘇郡阿蘇町小里六百十番地でございまして、その後この規則が変更されたことはございませぬので、現在もそこに事務所を持つというふうなふうに考えております。この法人は熊本県知事の所管する法人でございまして、その詳細につきましては熊本県においで所管しておりますのでございまして、この規則によりまして、幣立宮という、これも宗教法人でございまして、それと並んで設立されたという形の法人でございまして、その幣立宮が日の宮ということで現在も神社本庁の所管に属しておりますが、これと並んで水の宮として設立されたわけにございまして、その教義の中身にございましては……

○村沢牧君 簡単にいいです。

○説明員(安藤幸男君) 宇宙生命一体論というふうな考えで教義を唱えております。

○村沢牧君 代表者。

○説明員(安藤幸男君) 代表者は内村健一でございまして。

○村沢牧君 いま説明がありましたように、この宗教法人大観宮の規則によると、事務所は熊本県阿蘇郡阿蘇町小里六百十番地に置くというふうになつておりますが、私が持っている大観宮の資料によると事務局は熊本市本町六百三十五だというふうなふうなところですね。これは天下一家の会と全く同じところですね。それから、いまお話がありましたように、この大観宮の代表者は天下一家の会の会長内村健一氏が兼ねているわけにございまして、天下一家の会のこの機関誌がいろいろも述べられておりますように、天下一家の会と宗教法人大観宮はまさしく同根である、根が同じである、こういうふうな機関誌は言っておるわけにございまして。

さて、ここでこの宗教法人の大観宮は太子講というのをやっているわけにございまして、私はここにこの資料を持っておりまして「あなたも参加しませんか! 太子講 宗教法人大観宮」こういうことになっております。この中身をちょっと見ますと、この太子講は五万一千五百円コースと五万一千円コースになっております。五万一千円コースを例にとってみますと、一人の人が二万円ずつ二人に、つまり四万円先輩会員への贈与金を行う。大観宮への奉賛金を一万円出す。計五万円出すわけにございまして、この会の仕組みによって段数の変化による贈与の仕組みがいろいろ書いてあります。そしてこのルールでいけば、最後に贈与金受取総額は五万一千円コースにおいては二百六十四万円受け取る。そのほかにこの会では交通事故死亡見舞い金百万も出るということに、この大観宮の申込用紙には書いてあるんです。

そこで、私はこの件について事前に法務省にお願いたしまして、こうしたものがいゆる無制限連講に該当しないかどうか調査を依頼してありますから、法務省の方からお答え願いたいと思

ます。

○説明員(佐藤道夫君) お答え申し上げます。

およそ具体的なケースにつきまして犯罪が成立するかどうかということになりますれば、文字どおり捜査を開始いたしましたして、適式に証拠を収集いたしましたして、その証拠に基づきまして一応の事実を認定して裁判所に起訴をする。裁判所がやはり訴訟法のルールにおきまして犯罪の事実を認定して有罪判決を下す。その段階で初めて犯罪が成立するということがいえるわけでございますので、一般的、抽象的な立場からということでお答えいたしますならば、先般先生からいただきました資料を私個人として検討いたしました限りにおきましては、現在問題になっておりますこの法案の第二条の定義に該当する可能性がきわめて強いということはいえると思っております。

○村沢牧君 私は具体的な調査を依頼したんでなく、この資料に基づいてこういうことをやっておりますから、これが無限連鎖講に該当するかどうか調査を依頼したところでありまして、いま個人的な見解というお話があったわけでありまして、これも、これは無限連鎖講に該当するであろうという回答があったわけですが、つまり無尽と同じであります。ネズミ講が社会問題化してからこういうものをつくって、そちらの方へ乗りかえていくというようにすることがありはしないかという私は疑問を持つております。

○説明員(安藤幸男君) 宗教法人大観宮が太子講なるものを実施しているということについては、目下熊本県を通じて実情を調査中でございます。

けれども、その太子講なるものの詳細については、いまのところ把握しておりませんので断定はいたしかねますが、もしそれがネズミ講に該当するといふものであれば、それは国の意思が法律で示された以上は、それに基づいて強くそういうことが行われぬように指導してまいりたいというふうな考えでおります。

○村沢牧君 行われぬように宗教法人に指導するということですか、法に照らして、どういふことなんですか、指導だけでいいですか。

○説明員(安藤幸男君) 法律が施行されるまでは、この法律の精神に基づいてそれがなないように指導してまいりたいと思っております。

○村沢牧君 この種の講を主宰しているものの組織が宗教法人であろうと、あるいは財団法人であろうと、また個人であろうと、無限連鎖講であるという認定がされれば、六カ月たてばこの法律が適用されるというふうなふうに思っております。したがって、太子講という名前を使って、いかにも敬神崇祖、すなわち神を敬い祖先をたつとぶということを言っていますけれども、この中には、しかし、そういうことを言っておいても、講の内容がネズミ講と同じものだ、こういうふうな断定をしたならば、法の施行後はその行為は禁止をされ、また取り締まりの対象になるというふうに思うんですけれども、警察庁どうですか。

○説明員(佐野國臣君) あるいは法制局その他の所管にもかかわらうかと思つて、私どもの判断では、御指摘のとおりこの構成要件に当たる限りにおいては捜査の対象になるというふうに考えております。

○村沢牧君 法務省はどうですか。

○説明員(佐藤道夫君) 名義、名目のいかんを問いませんので、実体として第二条の定義に該当するといふことに相なりますれば、本条によって擬律することが可能であるといふことになるわけでございます。

○村沢牧君 私も、この太子講についてしきりに現地に行つて調べたことではありませんからわか

りません。わからぬというよりも関係者から聞いています。現在これがやっていると聞いています。また加入している人もあるということも聞いておるんです。したがつて、関係官庁においては十分法の施行前についても指導する。法が施行になったら取り締まりをしなければなりませんから、十分その点についても御検討いただきたいということをお願いしておきます。

それから、天下一家の会と宗教法人大観宮は、いま申しましたようにまさに表裏一体であります。この天下一家の会・第一相互経済研究所は、昨年の九月八日の総会で、天下一家の資産を本会と同根であり法人格のある宗教法人大観宮名義で登記することを満場一致で議決をした、こういうことになっておるわけですが、これは天下一家の会の機関誌であります。現に私も、天下一家の会が今日まで全国各地、北海道から沖縄まで、個所は定かではありませんけれども二十に達するような天下一家の会の保養所というものがあつて、これを承知しております。最近この天下一家の会の保養所が、その看板がいつの間にか大観宮保養所といふふうな書きかえられておるわけですが、このことは、すべての財産を大観宮に移したということ、すなわち、その財産を大観宮に移したといふことを物語っているものではないかというふうに思つております。

そこで、大蔵省と自治省にお伺いいたしますけれども、こういう場合のいわゆる税金というのは、どうなるんですか。つまりお聞きをしたいことは、宗教法人でなくて、財団法人でもあるいはその他の法人でもない天下一家の会が財産を移した場合の税金は、一般的に言つてどういふふうに取り扱つか。具体的な問題として、この会がこういう総会で議決して登記をする、現にやっておるといふふうな思つておられるけれども、その場合、大蔵省としてはこの税金——財産を移した場合における税金はどのように対処してこられたのかということが一点です。

二つ目は、この宗教法人が財産を持つことによつての課税はどうなるか。つまり一般法人と宗教法人とは若干違つて面があるといふふうに思いますが、これは地方税にも関係してまいります。それが第二点であります。

三つ目には、この宗教法人が天下一家の会から財産を譲り受けて、その財産を運用したと。保養所等運用しますね。そういう場合の課税はどういふふうになりますか。これは大蔵省に所属するもの、自治省の範囲にあるもの、両方あるといふふうに思つておりますので、それぞれの立場で御答弁を願ひたいと思つております。

○政府委員(藤仲貞一君) お答え申し上げます。まず最初の御質問でございますが、財産を贈与したといふような報道があつたことは私も承知しております。ただ、その贈与をしたとされております日を含む事業年度は、五十三年三学期でございます。それで、この事業年度の法人税につきましては、現在所轄国税局において調査中の段階でございます。それが第一点でございます。

それから、第二に、財産を贈与したことにいつてどういふ課税関係が生ずるか、こういうお尋ねでございます。その点についてお答えを申し上げます。第一相研が宗教法人大観宮にその財産を贈与した場合、その贈与をした金額は、税法上は一般の寄付金と同様に取り扱われるわけでございます。したがつて、贈与をした金額のうち、一定の損金算入限度額を超える部分の金額は、第一相研の収益事業に属する所得の計算上、損金に算入されないこととなるわけでございます。

それから、今度は受けました側の宗教法人について、その行為がいかなる課税関係を生ずるかというところでございますが、その贈与を受ける行為自体は、受ける方の側の法人の収益事業に無関係でありますならば、その贈与を受けるということに限つて申し上げれば、法人税の課税関係は生じないわけですが、

それから、贈与を受けました大観宮がその財産を運用した場合どういふことになるか、こういうお尋ねでございますが、この点につきましては、

宗教法人が贈与を受けました財産をその事業のために運用した場合、その事業が税法上の収益事業に該当するものであれば、その運用に融資をした所得については法人税が課される、こういうことに相なるわけでございます。

○説明員(吉住俊彦君) お答えを申し上げます。

いわゆる天下一家の会が宗教法人大観宮に保養所を寄付したということで、その場合に地方税といたしましては御承知のように、府県税でありまして、その不動産取得税並びに市町村税でありますところの固定資産税が、通常の場合であれば課されることになるわけでございます。ただ、地方税法上の規定がございまして、宗教法人がもつばらその本来の用に供する不動産、これは境内建物並びに境内敷地でございますが、これは非課税とするという規定がございまして、その資産がそれに該当するかどうか、これを県なり市町村が判断をいたしまして、その上で課税するか否かを決定する、こういう仕組みになっておるわけでございます。それで、五十三年度について申し上げますと、全国的に市町村の数にして約二十団体ございまして、その大部分が課税をいたしております。なお、若干の市町村は、いまその該当するかどうかを調査検討中である、こういうふうになっております。以上であります。

それから第二点でございますが、その資産を運用いたしまして、まあ信者と申しますか、いろいろな方を宿泊させる場合もあろうかと思っておりますけれども、その場合につきましては、府県税としての料理飲食等消費税が課税されることになりました。これはたとえ熊本の場合には、課税されておるといふふうになっております。

○村沢牧君 いまそれぞれの答弁を聞いておられます、大観宮という宗教法人でもって太子講という新しいネズミ講に類似するものをやる。あるいはまた、天下一家の会の財産は宗教法人に移転をする。私はきわめて巧妙なやり方だといふふうに思っています。

私が心配をすることは、いま係争中の裁判、先

ほど答弁があつたように九つか十、あるいは関係する人は三千人もおるんです。この裁判を行つておるわけでございますけれども、私は被害者はこれが高裁までいって最高裁いっても勝つて思ふんです、勝訴をするといふふうな思ふ、期待をします。しかし、裁判には勝つたけれども、天下一家の会の資産は別の法人格に移されてしまつておる。これでは入金金も、あるいは損失金も取り戻すことができないじゃないですか。ネズミ講をとられた人が、そのネズミはもぬけのからななくて、親ネズミはよそへ行つていいごちそうを食べて、またいいことをしている。あとに残つたのは子ネズミかやせネズミがよろよろしているきりなんです。こういうことがあつては私ならなりたいと思ふんです。

そこで、まだ法律が制定する前でありまして、私はこの際、関係する官庁に要請しておきますが、こういうことのないように取り締まれるべきものは取り締まる。指導すべきものは指導する。そして被害者を救済してもらうように、このことは答弁を要りませんから、特に強く要請をしておきたいと思ふんです。

次に、法制局にお尋ねいたしますが、この法律第三条では無限連鎖講の開設あるいは運営行為、勧誘行為を禁止するとともに、これらの行為を助長する行為をしてはならないという、助長行為も禁止をされておるわけですか。この助長行為といふことは、具体的に言つてどういふ行為が含まれるか。法をつつた立場から、ひとつ法制局の方からお答え願ひたいと思ひます。

○衆議院法制局参事(上田章君) お答え申し上げます。

第三条は、無限連鎖講の開設、運営、加入を勧誘すること、さらにこれらの行為の助長行為はしてはならないといふことで、違法性を明確にした規定でございます。そのうち開設、運営、さらに加入を勧誘した場合、こういった場合は五条から七条までに規定されました罰則でもって処罰されることになりました。ただ、助長行為は処罰はいた

しませんけれども、こういうことをやつてはいかないといふ違法性を明確にした規定でございます。

そこで、お尋ねの助長行為といふのはどういふものがあるかといふことでございますが、ネズミ講の開設、運営等を助ける行為でございますれば、それが直接的であれ、間接的であれ、またどのような形態で行われようとも、すべてこの三条の助長行為に該当し禁止される行為であるといふことが言えるわけでございますが、具体的に典型的な例を二、三挙げますと、たとえば、ネズミ講を開設し運営するために必要な事務所、これを貸し、さらにネズミ講のために集會場所を提供する、あるいは広告宣伝の便宜を与える、さらに、最近具体的によく問題になつておりますサラ金業者が加入者に対して加入金を貸し付ける、こういったような行為が典型的な助長行為に当たると考へております。

○村沢牧君 この天下一家の会はきわめて巧妙な宣伝方法で射幸心をあおつておるわけなんです。先ほど申しました長野地裁の判決理由の中でも、内村は詐欺的誇大な宣伝を繰り返してきたと裁判官は指摘しておるんです。たとえば、天下一家の会の事業には国会議員の先生方も御支援を願つているといふことで、国会議員だと社会的有名な人の名前を宣伝に載せているんです。私はここに「天下一家の会」、これは有明社と申しますか、そこで出した本であります、非売品とはなつておりますけれども、特別頒布価格は三千元といふ、こういうりつぱなきいな本であります。この中身をちよつと私見してみたら、大変具体的に名前を出して失礼ですけども、しかし、これは本に載つておりますからそのまま読み上げます。

「暖い目、友情の声 インタビュー特集」「着実に発展の翼を拡げている天下一家の会」。ここにその会のあり方、未来像を暖い眼で見守つておる二人がいる。林静さん。東京渋谷区在住。静さんは、「自民党」のかつての長老の一人であつた、元衆議院議長林譲治氏夫人である。そして、

もう一人、静さんの息子さんで、高知県選出、現自民党参議院議員林直氏。お二人は、立場は違つけれど、これまでも、会には、並々ならぬ熱い関心と期待を寄せていらつしやる。そこで、会の世直し運動、未来像などについて、お話を伺うことにした。というわけで一ページ、二ページ、三ページ、四ページにわたつてお二人のいわゆるインタビューが載つております。

それから「天下一家の会館東京九段にオープン」天下一家の会館開所式が、昭和五十二年二月十一日、東京都千代田区九段北三丁目、靖国神社境内に隣接する地で、盛大に挙行された。と、そこで云々として「式の後、祝賀式典へと移り、支部役員等の挨拶に続き、園田清充氏、岩動道行氏をはじめとする来賓の祝辞、会長挨拶、祝電披露と、式が進められたと、こう書いてあります。これをめくつてまいりますと「神前の園田参議院議員」「神前の岩動参議院議員」りつぱなこういう写真が出ています。そのほかにもこの会の中には天下一家の会をたたえた文句で、たとえば笹川良一氏だとか錦山貞親氏だとか、いろんなことがお話で載つておるわけですね。そして、こうしたことを支部によつては小さな刷り増しをして、そしてこういう国会議員の先生方も認めてもらつてやるんだ、ぜひ入つてくださいといふ宣伝をやつておることも事実なんです。私は、これらの国会議員が天下一家の会とどういふ関係があるかは知りませんよ。しかし、知らないけれども、一般的に見るならば、なるほど国会議員の先生方もこの会を保証していただく、そういう印象を受けることは紛れもない事実だといふふうな思ふんです。私は道義的にも余り許せることではないといふふうな思ふんです。

そこで、法制局に「助長する行為」の中身にいついてお伺ひしたわけでありまして、お話がありましたように広告、宣伝の便宜も与えること、もしないといふ解説がありました。この法律が施行された場合にはこのような宣伝物を出すこと、いま申しましたように私は幾人かの人の名前

を挙げましたが、こういう便宜を与えること、このことも法の関係ではどういふことになりませうか。

○衆議院法制局参事(上田章君) いま具体的な問題を先生の方からお話がありましたので、私がお答えすることは立場上いかかとも思いますが、私ども、一般的に言いますれば、この禁止されませぬ無限連鎖講、こういうものの広告、宣伝の便宜を与えるというようなことは、今後は助長する行為として禁止される態様の一つになるというように考えております。

○村沢牧君 次の問題に移ります。

第一相互経済研究所で被害をこうむった皆さんは被害者全国協議会を組織をしていろいろな趣意書を発表しております。これを見ますと、天下一家の会の内村健一氏はこれこれのことをやっておりますという事情が十ばかり列挙されておられます。その一番最初に書いてあるのは、内村は内村専用の自家用飛行機を数機購入をし、それで家族その他を連れてレジャーを楽しんでおるとか、あるいはゴルフ場に四億数千円投資したけれども全く死蔵に等しいとか、あるいは畜産に投資した十数億円の資産も、これも回収の見込みはないとか、十ばかりいろいろ列挙してある。こうしたことが契機となりまして、この被害者全国協議会はこうしたこと理由も付して、四十六年にです。七年にですか、国税局長官あるいは札幌国税局に言うならばこういう趣意書で何とかできないかという話を持ちかけた。そこで国税局の方では内村氏を所得税法違反で昭和四十七年三月熊本地検へ起訴したというふうな思ひです。私は近くこの結審がされるというふうな聞いておられますけれども、一面内村さんの方では、これは所得税法違反ではないという反論を加えておられます。これは裁判進捗中でありまして結論は言えぬとしても、どういふ進捗になっているか、法務省からお答えを願いたいと思ひます。

○説明員(佐藤道夫君) ただいまお尋ねの内村健一に係ります所得税法違反事件、これは四十七年の三月七日、熊本地検から熊本地裁に所得税法違反ということで公判請求いたしております。公訴事実の主要な内容は、四十三年から数年間にわたることでございまして、近頃結審予定ということでは先生御指摘のとおりでございまして、いずれにいたしましてもこの内村被告人側におきましては、いろいろこれが所得でない、あるいはその他犯罪が成立しないというふうないろいろな主張をしておりますので公判がかなり長引いたわけでございまして、近頃結審予定ということになっております。

○村沢牧君 裁判の問題でありますからそれ以上お聞きしません。

次は、重要なことはネズミ講の被害に遭った者の救済の問題だということに思ひます。すでに被害に遭った者の救済については、この法案によつて直接救済されることはないということになるわけですが、今回のこの立法趣旨に基づいて、またネズミ講は公序良俗に反するんだという、こういう裁判所の決定に基づいて関係官庁は被害に遭った人に対して積極的に相談に乗つてやり、ときには仲介の労もとつてやる、そして被害者の救済に取り組むべきだということに思ひますけれども、私は被害者の人たちに聞いてみても、いままでは法律がなかったから無理はないと思ひます。でも、第一線の警察にしてもあるいは経済企画庁のいろいろ相談所にしても、きわめてその態度が冷やかであつたというのを聞いておられます。したがつて、もっと親切に相談に乗つていただく、後ほど四条の関係についても申し上げますが、啓蒙宣伝もなければなりませんから、その辺については経済企画庁も警察もいいでですね。答弁があつたらしくください。

○説明員(佐野国臣君) 一般的に申し上げますと、警察としましては刑事事件という観点からの義務を果たすことが最重点であらうかと思ひますので、余力がありますれば、法の許す範囲内での何らかの便宜供与とでも申しますか、そういった面で一応機能してまいりたいと、かように考えております。

○政府委員(井川博君) 経済企画庁といたしましては、従来経緯もございまして、消費者保護という関係からわれわれは消費者啓蒙という一つのルートを持つております。このルートを通じまして、従来と同様に一般の国民に対する啓蒙を大いにやつてまいりたい、こういうふうに考えております。

○村沢牧君 一部の新聞が報道するところによりますと、こうした法律ができることによつて加入者の取りつけ騒ぎが起り、保全経済会以来のバニクになりかねないというような報道をしていられる新聞もあります。このようなことがあつてはならないし、このようなことが生じないような対策を立てなければならぬというふうに思ひます。御承知のようにネズミ講の被害者というものは、多くは自分ではそんなに金を持っていないわけじゃない。あるいはサラ金を初めその他無理をして加入金を捻出しており、万一この加入金が返つてこないような事態になつてまいりますと、これは非常に大きな社会問題、政治問題にも発展をしていくわけなんです。

○説明員(佐野国臣君) ネズミ講に關しまして、従来法律的に手当てできなかった部分と申しますか、規制できなかった漏れ部分、特に会員相互間で贈与金が授受されるというそういった組織でございまして、これが今回の法律によつて封じられるということになりましたわけで、私も、この分には十分今度の法律が機能し得ると、またそのために鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 それから、あと脱法行為云々というお話がございましたが、この種の問題に關しましては、ほかにも、出資法であるとかその他詐欺罪とかいろいろな関係法令ございまして、あらゆる法令をうまく活用いたしまして抜け穴のないような措置、あるいはそのための取り締まりというふうなものに鋭意努力してまいりたい、かように考えております。

○村沢牧君 そこで提案者に質問いたしますけれども、この法案が成立を来年五月施行になれば、ネズミ講は私に完全と言わなくてもかなり消滅すると思ひます。それで、それまではいいわけですが、しかし施行期日までの六カ月間といういわゆる経過期間であります。私は、

皆さんが御努力願って衆議院で論議をされた初めの連鎖配当組織に係る犯罪の処罰に関する法律案、これによれば公布の日から二十日というようになつておつたように思うのですけれども、六カ月間という猶予期間、経過期間ですね、これを設けた趣旨はどこにあるでしょうか。

○衆議院議員(片岡清一君) 最初つくりました小委員長案では、いまお話しのように二十日間というところでした。その趣旨は、被害が非常に日々ふえておるといふことに対してわれわれ提案者としてはいら立ちを感じて、できるだけ早くこの取り締まりといふ気持から、二十日間という施行期日までの間を置いたわけですが、その後いろいろ各省と検討をし、先ほどお話しのようにこれが公布された段階、そしてまたこれが施行になつた段階では恐らくいろいろの状態が想定せられる、場合によつたらパニック、というような言葉も妥当かどうかわかりませんが、そういう事態も考えなければならぬといふようなことで、いろいろ検討をいたしました結果、あるいは三カ月あるいは六カ月といふことではないかという検討いたしました。これはできるだけ早く、こういう経済的な問題は、

目的は要するに早く、こういうものがなくなればいいわけですが、被害者がなるべく静かに事態がおさまるようになること、そのためのある程度の期間が必要であるといふようなことから検討いたしました。結局六カ月が適当であつたと。かたがた、例の訪問販売に関する法律、これも六カ月の猶予期間を置いて施行をしております。そういうことから六カ月が妥当であらうといふことで決定をいたしました次第でございます。

○村沢牧君 よくわかりました。そこで、この法律が成立すれば、ネズミ講の実態調査とかあるいはまた法律が制定されたこととの周知徹底を図り、一日も早く、一刻も早くネズミ講による新たな被害者をなくしていく、加害者をなくしていく、こういうふうに関係官庁が最善の努力を払っていくか、ねばならないといふように

第二十一部 物価等対策特別委員会会議録第三号 昭和五十三年十月十八日【参議院】

思うのです。特に第四条に「国及び地方公共団体は、無限連鎖講の防止に関する調査及び啓もう活動を行うよう努めなければならない。」私は当面これが一番重要な課題だといふふうに思ふんです。そこで、関係官庁はどのように取り組んでいこうとされますか。まあ関係する庁が七つも八つもあるといふことを聞いておりますけれども、一番関係のあるような気がいたします。経済企画庁、自治省、あるいは警察庁の方でそれぞれ御答弁を願いたいといふふうに思います。

○政府委員(井川博君) 先ほど申し上げましたように、従来いろいろな経緯がございましたけれども、経済企画庁としては、消費者保護の一環、御案内のように厳密な意味での消費者保護といふよりもっと広い概念になつておられるわけでございますけれども、それはそれとして、そうした啓蒙活動をやっていくべきであらう。特にこの法律が成立いたしますと、関係各省とも十分いろいろな相談をしながら、われわれの役所はそういう総合調整をいたすところでございますが、啓蒙活動につきましては今後一段と力を入れてやっていかなくちゃならないと考えているところでございます。

○説明員(今井実君) この法律案の第四条にございますように、今後地方団体におきます広報活動のあり方、これがこの法律の十分な効果を上げる非常に重要な役割りを果たすものであるという認識に立ちまして、私ども地方自治体の広報を指導していくという立場にある者として、十分遺憾のないように進めてまいりたいといふふうに考えております。

○説明員(佐野国臣君) 啓蒙の点につきまして、いささか警察の責務との関連でやや問題もあらうかと思つたので、私どもの方は、主としてはいわゆる防犯活動と申しますか、将来、近い将来犯罪になるという場面もございまして、そういったことのないような、犯罪に、被害者あるいは被疑者にならないという意味での防犯活動、その前提としてのいろいろな調査活動といひます

か、そういった面に特に力点を置いてまいりたい。もちろん、その場面で得られます資料につきましては、支障がない限り関係省庁にいろいろ資料を差し上げて、啓蒙の資料にいたしていただきたいといふことでございます。

それと、警察自身におきましても、いわゆる警察署段階あるいは駐在所段階それぞれいろいろな広報紙などを持っております。それから、警察本部段階になりますれば各ジャーナリズムあるいは新聞記者クラブ、そういったものとのコンタクトもございまして、そうした場面におきます積極的な資料の提供といふような問題もあらうかと思つた。また、総理府の広報室との連携によりまして、新聞、テレビ、ラジオ、そういったものへの資料の提供といふような形で寄与してまいりたい、かように考えております。

○村沢牧君 私は、持ち時間がまだ何分が残つておりますが、私の質問する趣旨は、この法律は現状ではベストの法律である、そういうふうな理解をいたします。したがつて、審議を促進してこの委員会でも早く可決をしまいたいという意味もありますので、以上をもつて質問を終わりたいといふふうに思います。

○渡部通子君 今回、衆議院におきまして各党全会一致といふことで委員長提出で本法案が本日参議院に送付されてまいりました。このことに関しましては、私も関係者の御努力に心から敬意を表したいと思つた次第でございます。

ただ、一番やっばり心配されますことは、この法律が公布されて施行されるまでの間が六カ月もある、こういうことでございます。私はこの点にしまして御質問を申し上げたいと思つた。いまも社会党の議員からもそのお話が出ましたけれども、これ一番問題になるのは駆け込み勧誘の問題だと思つた。これに対応する手段といたしましては、やはり国や地方公共団体によるPRしかないのではないかと、こう思つてございまして、国のPR予算といふものは内閣広報室が

握つてお聞きしますが、内閣広報室は経済企画庁その他の広報活動に対して十分な予算配分を重点的にやつてくださるかどうか、最初に伺いたいと思つた。

○説明員(小森清美君) 私は内閣広報室の小森でございます。いま先生御指摘の駆け込みの被害をなくすといふ観点でいろいろ十分な予算的な措置を講じてほしい、こういう御趣旨のように承りますが、実は私どもこの仕事と申しますとお金で配分しているんでございまして、私どもはいろんなテレビでございまして、あるいは新聞等の媒体と申しますか、いろんな乗り物を用意してございまして、そこで各省からいろんなたとえ交通安全でございまして、防犯でございまして、かといふようないろいろなテーマがございまして、そのテーマにつきましてもその乗り物に乗つていただくといふような形の事業をやつておりますので、ちよつとその点はそういう御理解をいただきたいと思つた。私どもはネズミ講の危険性と申しますか、駆け込みで被害がないような、かからぬような注意喚起と申しますか、PRは私ども十分に可能な限りやらしていただきたい、こういう考えでございます。

○渡部通子君 よろしくお願ひしたいと思います。と申しますのは、予算が少ないことはよくわかつておりました。広報室からいただきました資料でも、広報テーマといふのはかなり広範でございます。それから中小企業対策から福祉の問題から、災害対策から婦人問題から、省エネルギーから食糧とか、防犯とか、いろいろこれだけのことを百十一億程度の予算でなされるならば、結局このコマーシャルの時代にどこへ消えたかわからないといふようなことになりまして、ですから、重点的にと申し上げましたように、六カ月という期間、この期間が一番大事でございますので、重点配分をしていただきたい、これをお願いする次第なんです。

経企庁でもお出しになつてますが、「ネズミ講に

七

「ご用心」というこの小さな突き出し程度の広告でございまして、これ見るぐらいの人ばかりからないうるんでね。だからもう少し大衆に浸透するような形の広報活動を考えていただきたい、こういうお願いでございます。

それから、いまもちょっと御答弁ありましたけれども、各地方自治体は月に一、二回広報紙を出しているところが多いわけでございます。これは有力な啓蒙手段ですから国民一人一人にこのネズミ講の禁止立法が公布されたことを周知させ、またネズミ講の反社会性を訴えてこれを防止するために自治省は積極的にこの広報紙を活用するよう、地方自治体を指導していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○説明員(今井実君) お尋ねのとおりでありまして、「県政だより」、あるいは「市政だより」というふうないわゆる地方団体の広報紙は月一回ないしは二月に一回というふうな発行がなされておりますので、これもこの法律の徹底を図りますために大いに活用するように指導したいと思っております。

それから、各県におきましてはそのほかにも新聞、ラジオ、テレビ等の紙面あるいは時間をかりまして各種の広報をやっておりますので、その中にも取り上げていただくというふうな指導も当然行っていきたい、かように考えております。

○渡部通子君 警察庁にもお願いしておきますが、サラ金についてはこの間十三日の日に警察庁からジョッキングな被害の実態が明らかにされました。ネズミ講についても被害の実態をつぶさに明らかにしていただく、これを報道していただくという、この恐ろしさというものを人々に知らせるといことが予防に対しても一番大きな役割りを果たすのではないかと思います。先般自殺者が百三十人もいた、家出が千五百人もいた、あるいは女では主婦が多かった、男では一般サラリーマンである、こういうごく身近な事例として被害の実態が報道されることが非常に大きな防止の役割りを果たしました、サラ金に関しては、ネ

ズミ講も同じだと思います。したがって、警察庁では被害の全容を早急にまとめて発表されるように要望したいと思っておりますが、いかがでございますか。

○説明員(佐野国臣君) 御承知のとおり、この法律が施行後はいわゆる犯罪行為という形になりませんのでいろいろ私どもの方の活動というものもそこからスタートしなければならぬという問題はございます。その点をお含みおきいただいて、私どもの方は先ほど申しましたとおり防犯活動その他という観点から、これから実はいろいろな調査活動なりあるいは啓蒙活動というものに入らうかと思っております。若干時間的な余裕がいただければ、かように考えております。まあその時間的な余裕さえいただければ、可能な限り被害の調査なり、わかる範囲でPRその他に努めたい、かように考えております。

○渡部通子君 このところ、あちらこちらにネズミ講加入者から電話が入っているようでございます。私も例外ではございませんで、大分真夜中にちようだいをいたしました。ネズミ講はやっばり夜行性なのかなと思わざるを得ないような幾晩かが続いたわけでございます。

内容はいろいろでございますけれども、中にこの法律によってネズミ講からの配当を受ける機会を断ち切られる、その損害を国は補償してくれるのかと、こういった内容も多々ございます。ネズミ講はもとと終局において破綻するものであるのに、いたずらに射幸心をあおり、あるいは欺瞞的言辞を用いて加入させ、加入者は経済的損失ばかりか、善良な人間関係や家族関係まで破壊させる、いわば賭博的、詐欺的な反社会的組織ですから、国がこれによって受けた損失を補償するなどということは考えられないと思っております。

でも、こういうことを言う人は、実は天下一家の会の内村会長が新聞紙上でこのことは発表していることでございまして、いままでもやってきたことを、国が講を禁止させるのだから国が責任をとるべきだと、こういうことを公に会長は

言っているわけですね。そういうところから発言していることだと思います。もし内村会長が国に補償を求めて加入者を集めて、そして国を相手に訴訟を起こすというようなことがあった場合、国はそれに応ずる決意がございましてございませうか。法務省に伺います。

○説明員(高橋欣一君) お答えいたします。相手方がどんな訴訟を考へておられるかという点については予測つきかねますが、どんな訴訟であれ国を相手の訴えが提起されましたときには強力に応訴していきたい、かように考えております。

○渡部通子君 ありがとうございます。その辺きつぱりとひとつお願いをしたいと思っております。加入者もしそうした内村会長の戦略に乗るとすれば、それは補償を求め相手方を間違つた、こゝろ言わざるを得ないと思っております。ネズミ講を円満解決させるためには、第一的にはほとんどの人にお金を返すべきだと思っておりますが、なかなかそれができかねると、そういう実情の中で国を相手の訴訟ではなく、民事訴訟の手段によって解決を図るべきが筋だと思っております。そういう人たちの場合です、ね、補償を求めようという人たちの場合は、民事訴訟で解決を図るべきだと思っておりますが、法務省民事局はどのような見解をお持ちかお聞きしておきたいと思っております。

○説明員(田中康久君) 御質問の趣旨は、多分長野地裁の判決の例などをお考えになったかと思っておりますが、実はこの判決はネズミ講に入っております者が入会金の返還請求を起した事件でございまして、それについて第一審の長野地裁ではこれを認容しております。これにつきましては現在控訴されておりますので、その結論については私どもの方でもややく言う筋合いじゃございませぬが、一応今回のこの法案の趣旨から考えますと、返還請求は入会契約自体が公序良俗で無効であろうと思っておりますので、一応返還請求はできるであろうというふうに大体解釈できるだろうと思っております。

○渡部通子君 いまお話をいたしましたように、

事実昨年の三月に長野地裁ではネズミ講は公序良俗に反する、こういうこととして内村会長に対して入会金の返還を命じております。現在係属中でございませぬけれども、原則は一応勝訴、こういうことではございませぬ。それで、静岡地裁でも近く判決が出るようになって聞いていると聞いております。

また、東京地裁でも第二次訴訟、第三次訴訟、こゝろいったものが係属中でございまして、すでに多くの被害者が集団で訴訟しようとして、こゝろいう傾向があるわけではございませぬ。先ほどお話し出ておりましたけれども、これらの訴訟は悪徳商法被害者対策委員会、こゝろの堺次夫さん、あるいは天下一家の会ネズミ講被害者同盟、この西隆史さん、こゝろいった方たちが被害者を集めて、これを下光軍二弁護士が大変安い費用で献身的にやっておられることでございませぬ。国や地方公共団体といったし

ましても、本来ならば被害者が訴訟相手を選ばないようPRしていただきたいところなんですけれども、それができないのでございませぬ。せめて訴訟に安い費用で参加できる道があるんだと、こゝろいうことぐらゐは教えてあげてほしいんではないかと、私はこゝろ思っております。

(委員長退席、理事山東昭子君着席)

一方、消費者行政、これを振り返ってみても、消費者が被害を受けた場合、大抵泣き寝入りをしてきたというのが従来日本の国の実態でございました。しかしながら、最近では消費者権利というものが叫ばれまして、消費者保護基本法ができてすでに十年、どうか消費者保護の行政も軌道に乗った昨今でございます。訴訟に関しても消費者被害救済のための費用の貸付制度、こゝろいったものが地方自治体にもできてまいりましたし、あるいは消費者センターなどの相談窓口もかなり整備をされてまいりました。最近では、経済企画庁の国民生活審議会の中などで製造物責任制度の問題等についても研究が行われております。要するに、消費者が泣き寝入りをするという時代はもう過ぎ去ったわけではございませぬ。そういう事情から考えてまいりますときに、も

しかしながら所管官庁がなかなかまとまらなくてできなかったというふうに聞いております。これは残念なことですが、この第四条を読みますと、各省庁でかなり連携をとりながら責任を持って運用していただかなくてはならないところでございまして、いままでもずつとその立場で私は御質問申し上げましたけれども、若干確認をさせていただきますか。

この第四条の中に、「無限連鎖講の防止に関する調査及び啓もう活動をを行うように」とございまして、警察庁に伺いますが、調査といっても、実際問題としては主として警察の防犯あたりでないといけないと思っております。必要に応じてはこの調査ということをやつていただけますか。

○説明員（佐野国臣君） 先ほど申し上げましたとおり、いま主として私どもは、犯罪の捜査そのための情報収集、あるいはもつと以前の段階でございまして、防犯活動、そのためのいろいろな情報の入手あるいは調査ということになろうかと思っております。ただ、法の施行が六カ月後というふうな形で、大分先の話になろうかと思っております。その防犯活動のための調査というのが、どの程度法律施行後直ちにできるかという問題に對しましては、先ほどお答えいたしましたように、若干の時間をいただきたいということでございまして、もちろんわが方といたしまして、四条の趣旨、そういったものを受けまして、調査活動ないしは防犯活動というものでございまして、調査活動に入つてまいりたいと、かように考えております。

○渡部通子君 文部省に重ねて伺つておきますが、現在では局長通達などを出しになって、学生の啓蒙や加入状況、被害状況などの調査を依頼していらっしゃるようでございますが、このようなことは今後ともお続けになり、また調査結果等の発表はなさるわけですか。

○説明員（石井久夫君） 先ほど来申し上げておりますとおり、大学生等を中心といたしますネズミ講が蔓延しているということにかんがみまして、十分機会あることに通知なりあるいは指導を重ね

てまいりたいというふうに考えているわけでございます。

なお、被害状況の調査等につきましては、私も大学を通じて調査するわけでございますので、これはあくまでもプライベートな領域における問題である関係上、本人の方からそういうネズミ講等に入つていられるとか、被害を受けたかというふうな申し出がない限り、あの実態を把握したいわけでございます。そういう意味の限度はありますけれども、やはり大学等を通じて十分調査してまいりたいというふうに考えております。

○渡部通子君 法務省刑事局にもお尋ねしておきますが、先日サラ金やネズミ講の実態について、調査結果を出しておられましたけれども、こうしたことも今後は必要に応じておやりになりますか。

○説明員（佐藤道夫君） 御指摘のように先般法務省といたしまして「ねずみ講」加入者の実態と称する調査結果を発表いたしました。あの調査は、法務省設置法に基づく調査というふうにならわれないで、この法案につきまして、基本的に私どもは、要するに行政施策の実施と刑罰の強化という車の両輪でもって対応すべきものであろう、一片の刑罰法令の強化、言うならば刑罰の威力のみをもちましてこの種行為の根絶を期することは、とうてい不可能であるという理解を持っております。さような意味で考えてみました場合には、第五条以下の罰則関係規定につきましては、私どもも取り締まり当局においてこの運営に言うならば責任を持つ、これを左の車といたしまして、第四条が文字どおり右の車、この二つの車が平衡をもって相互に連絡調整し合つて初めてこの種行為の根絶が期し得るのだらうというふうに理解しておりますので、この席をまたお借りするような形で大変恐縮でございますけれども、関係行政諸機関の調査並びに啓蒙活動に、われわれ取り締まり当局といたしましても大変大きな期待を抱いているというところでございます。

○渡部通子君 公取はおいででございますか。——じや一点伺つておきますが、ネズミ講がマルチ商法に近いようなものも脱法行為に出てきた場合で独禁法の事業者に該当するような場合、こんなことがありましたときに、公取の任務の範囲内で調査し、独禁法違反の疑いがあれば、マルチのときのような立ち入り調査等そういった取り締まり等を行う意思はございますか。

○政府委員（長谷川古吉君） お答えします。ネズミ講の問題は、実はマルチの問題と並行して起つてまいりまして、いろいろわれわれの方にも訴えがございましたのですが、マルチの方は物が動いておりましたので、ある業界における公正な競争を阻害するというところで取り締まることできたわけですが、ネズミ講につきましては物が全然動いてない、かといって金融ととても認められない、一体どの分野の公正な競争に影響があるのかという点が非常にむずかしい問題があったわけでございます。したがってその点、物が動きますと私どもとしては比較的取り締まりやすいということでございます。ただ、物の売買との結びつき方もいろいろあるかと思つて、いまの段階でいろいろな場合を想定して申し上げるのもどうかと思つて、私どもとしては、独禁法あるいは場合によっては不当景品類及び不当表示防止法も使えるかと思つて、可能な限り二つの法律を活用しまして、事態に對処していきたいというふうに考えております。

○渡部通子君 最後に、経企庁にもう一回確認をしておきますけれども、経企庁といえ、衣食住一切の問題、国民生活に関連することについてはネズミ講も含めまして、いままでも広く啓蒙活動を行つてきた省庁でございますし、今後ともネズミ講の防止啓蒙活動については、総合調整役としてやつていただける、そういう自覚の上にお動きいただけますでしょうか。

○政府委員（井川博君） 先ほどもお答え申し上げましたように、従来もそういうことでございまして、ネズミ講についての啓蒙活動もできる限りやつてま

いったわけでございますが、特に今後、法律は六ヶ月後施行ではございますけれども、実は施行前の六ヶ月がむしろ大事であらうと。それであれば、その間どういふ具体的な内容で、また方法としても具体的にどういふ方法をとつたら、より浸透するのかがどういふ点について関係各省とも十分連絡をとりながら、そして総理府広報室の御協力を得ながら総合調整の実を上げてまいりたいと、このように考えております。

○渡部通子君 第四条に関して若干御確認を各省庁にさせていただきました。これも非常に省庁が多くなつておられること、いま経企庁がお話しになりましたように、施行前の六カ月間、ひとつここに重点的に力を入れていただきたいという私の願ひでございます。やはりこの六カ月間を平穩におさめるといふこと、何と加入会員の被害を救うといふこと、そこが一番ポイントだと思つておられます。私、前段で、各省庁以外の前段での御質問ですと一貫して申し上げましたことは、やはり損した会員がどうして申されるのか、これに對する対応策、これは射幸心で入つたのだからしょうがないじゃないか、これではおさまりがつかないところへ来ています。これを心配するからでございます。

ですから、くどくど申し上げましたけれども、PR活動の中に、ネズミ講に入らないようにという、それだけネズミ講はこわいのですよという、こんなに恐ろしいものですよという、こういう一般的なPRだけでは済まないという一点をお考えほしいということなんです。ですから、損害賠償してほしい人は刑事事ではありませぬよ、民事ですよ、その場合に勝つた例がありますよ、第一審ですけれども勝つた実例がありますよ、裁判を安くやつてくださつておられる集団訴訟の道もありますよ。これをやれば、それを教えたただかなければパニック状態を防ぐという状況にはならないではないか。これをくどくど申し上げたよつた次第です。ですから、自治省におかれましては、経企庁に

ちよつと私もわかりませんが、私たちは、この法案が通って法律となれば当然取り締まりが出来るというふうな確信を持つておられますが、提案者ももちろんそうだと思いますが、いかがでございますか。

○衆議院議員(片岡清一君) 十分対策が間に合うというふうなことを言っているという話ですが、それなら夜中に電話をかけて騒ぎ回る必要はないと思うんですが、騒ぎ回っているところを見ると、なかなか対策がないので困っているんじゃないかと思うんです。われわれも、困ってらっしゃいます。でも、被害者に対することについては私は先ほどの問題も、いわんやこれを仕掛けた仕掛け人が、国家に対して賠償を要求するなんてんでもないことだと思います。そんなことはあり得ないと思いますから、そういう点われわれ十分検討の上でつくったわけでありませう。

○小笠原貞子君 それじゃ次の問題なんですけれども、やっぱり一番いまいち心配いたしますのはこの六月月なんです。法が施行され発効するまでこの六月月に、相当向こうは馬力をかけて勧誘して回つたりというふうなことが考えられるわけなんです。やっぱり大きな勝負は、この六月月ほどの程度宣伝啓蒙して、どの程度被害を食い止めるかというふうな問題をわけなすんです。

先ほどからそれぞれ伺いたいしておりました。経企庁もいろいろと各関係省庁とも連絡をとってやりたいとおっしゃいましたし、自治省も十分遺憾なきようやりたいと。警察の方はちよつと具体的でいろいろおっしゃいました。まあみんな一生懸命やろうと、その決意はあるということはおっしゃいます。決意はあつて姿勢はいいんだけれども、それじゃ具体的にどうなるんだというふうな心配が出てまいります。時間は施行されるまでの、発効するまでの六月月でございます。もうそれくらい一生懸命やろうとお思いになるならば、そしたらこの六月月としてのプログラムです

ね、大体いつごろまでに、どういう省庁とどういうチームをつくつてどういふ問題についてやるというふうなことも、もう六月月の短期間でございませうから、相当考えられてもいいんじゃないかと思ひますけれども、その旗振りの役割りを果たしていただけたらと思ひます。経企庁の方で、もうちよつと具体的に六月月のプログラムの中でどういふふうな対処を考えていらつしやるか、何かわせていただきたいと思います。

○政府委員(井川博君) まだここで、ただいまの先生のお話に明確に答えるようなところまで関係各省との打ち合わせもできておりません。しかしながら、従来の例から申しますと、総理府広報室の御協力をお願いいたしまして、たとえばテレビを借りて政府広報を行う。それから新聞広報、これを、主な新聞で中央、地方で流していくというふうな方法がございませう。それからもう一つは、自治省の方と御相談をいたしまして、実際に県民あるいは市民、町民といったような方々と接触をする。地方自治体の各種の広報媒体を通じて、そういうことをやってみていられなくならぬだろう。

さらに、先ほどもお話ございましたように最近学校関係で多いとすれば、文部省の方とも御相談しながら広報のやり方を考えていく。それからさらに、われわれの方といたしましては、国民生活センターというのがございまして消費者啓蒙というふうな問題を取り扱っております。これは一般的に生活全般、特に消費者問題をやるわけでございませうが、従来の国民生活センターの各種のパンフレット、あるいはまた雑誌等の月刊とか季刊がございませう。そういうものの中へ載せませうし、同時に国民生活センター自体の持つておられますテレビ番組がございませう。そういうことを通じまして、各般のそういう手段を活用しながら全般的な啓蒙をやつていきたい、その総合調整をわれわれがやつてまいりたい、こういうふうな考えておるわけでございませう。

○小笠原貞子君 いまいろいろおっしゃいましたけれども、私が質問いたしましたのは、そういうことを考えていままでもやつていらしたわけですね。ところが、いままでもネズミ講調査の各省連絡調整会議が開かれ対処してきたけれども、余り思わしい効果というものも上げられていないし、非常にむずかしい問題があると思つておられます。いままでの経過から見ても、それが六月月ですと。だから私が具体的に伺つたのは、それが経企庁として、文部省に聞きましよう、こつちに聞きましようなんておたくがあつち行つたりこつち行つたり聞いているんじゃないかと、おたくが中心でも旗振りでも結構です。ある日、時間を決めて各省庁一線に集まつて、それぞれ各省庁で案を持つてきてもらつて、そして具体的にきちつとプログラムをつくるというふうなことは考えていないんですかというのを伺つたわけなんです。それが具体的にでない、いままでも同じようにあつちについてこつちに行つて、もういろいろこうだこうだと言つていたら時間がなくなつちやうなわけですね。簡単にね、時間がなくなつたので。

○政府委員(井川博君) その点は従来とは違ひまして、この法律がすでに成立をする直前である、府としてもやらなくならぬわけでございます。政府として、いま先生おっしゃいましたような具体的な組織をつくるのか、それともわれわれは総合調整というところで、消費者行政の関係連絡会議というのを別途持つております。そういう場を使うのか、その他の手段はございませんか、何らかの意味で、相談をしながら至急対策を講じてまいりたい、こういうふうな考えておるわけでございませう。

○小笠原貞子君 大変くだいようでしたけれども、短時間のことでございませうので、何とか具体的に効果が上がるようにお願いをしたいと思ひます。次の問題ですけれども、やっぱり一番大事なことは、啓蒙して、ひつかからないようにというだけではなくて、そのもとである天下一家の会にこれ

以上会員を加入させないということが大事なことなわけですね。そこで提案者にお伺いしたいんですけれども、法律が施行されるまでの六月月、その間はさまざまにおりに自由によつてもいいんだというふうな趣旨ではないと思つておられます。そういうふうな趣旨で措置するということはどういふふうな具体的ににお考えになつていらつしやうございませうか。

○衆議院議員(片岡清一君) この法律は恐らくすぐ公布になります。成立すればと思ひますので、その公布によつていろいろの広報機関あるいはまたマスコミを通じて、これが公布になつた事実が伝えられるわけでございます。私はそういう意味で、国民一般の皆さん方も相当警戒をされると思ひます。事実、私の方で調べましたのによつても、先ほどからいろいろ入会金の集まりぐあいの問題もお話ございましたが、私の方で調べました天下一家の会・第一相互経済研究所のその入会金の収入状況というのを調べてございませうが、昭和四十九年度が三十六億六千万円、それから五十二年度が九十八億二千五百万円、これは非常にふえております。二十六億から九十八億までが、五十二年度が二十六億四千九百万円とがたんと下がつておるわけなんです。これは私は五十二年六月に例のマルチ商法の取り締まりの法律がออกมาして、その後もつぱらこのネズミ講の問題についての対策が論議せられ、衆議院の物特でやつておるといふことを機会あることにマスコミ等を通じて宣伝をしていただき、また先ほどお話の経済企画庁を中心にした連絡調整をとられながら、各省でそれぞれの広報媒体を通じてこれがかんがひら私に徹底したと、こういうふうな思ひます。その結果、この百九億から二十六億とがたんと入会金が減つたと、こういう事実でございます。

これを見まして私はやや愁眉を開いておるのであります。いわんやここで法律ができてそして公布になつたということになれば、これは明らかに公にはつきりそれが認識せられることになりま

二一

かというそのネズミ講を通してだけ物を見るんじやなくて、やっぱりこれはあなたに言ってもあれかもしれないけれども、大臣にもよく言っておいてほしいんだけれども、いまの学生の生活がどうなっているかという中から、やっぱりそういうネズミ講にひっかかる要素というものがいっぱいあるわけですね。だから、そういう点から学生の生活を文部省として見ていただきたい。ネズミ講だけから見るんじやなくて、ネズミ講になぜひっかかりましたかという点から、いまの大学の学生生活というのをこの際見直していただきたいというところが一つでございます。

それから、わかっていますまあ本当に大学生がひっかかるなんて全くばかなことだということになるわけですよ、はっきり言っちゃえば。だけれども、ひっかかる時にはそうじやないですね、やっぱりいろいろ伺ってみれば、本当に信頼する先輩だとかそういう友情を利用しての中からも、うひっかからなきゃならないような道になっていたわけなんです。そうすると、いまひっかかった大学生の方々の心情というものを私察しますと、やっぱりひっかかったと、サラ金も借りていると、だからこれ何とかしなきゃならないというあせりと一緒に、もうこんなのにひっかかったと、こののが恥ずかしくて、いまさらもう言えないよというふうなことも出てきていると思うわけなんです。

そうしますと、ネズミ講の問題から、学生が本当に生活を通して、学生生活としての毎日が送れるための生活相談、身の上相談も含めた、ネズミ講相談じゃなくて、学生全体の問題としての相談というものにきちっと取り組んでいただくということ、私は何としてもこの際考えていただくというわけでございます。その点についてはどうか文部省として私の言った趣旨わかっていたかどうかと思えますので、そういう大きな立場から、広い立場から学生が何をしなきゃならないか、学生生活はどうあらねばならないか、どう守るべきかという文部省の立場で今後の御検討をお願いしたい

と思います。よろしゅうございます。

○説明員(石井久夫君) ネズミ講の問題につきましては、率直に申し上げまして、大学局長名をもって各公私立大学長あてに通知いたしました。大學生に對しましてこういう通知をせざるを得ないということについて、内心じくじたるものがあつたわけでございますけれども、一つは大學生の自覺の問題である、したがつていたずらに労働しないでこういう金が入ってくるということがあり得ないことですから、そういうことの自覺が足りないということに問題があるというふうに思つております。

それからもう一つは、先生いま御指摘のとおりでございます、やはり大學の友人關係あるいはいろいろなクラブ活動を利用して、巧みに勧誘が行われてゐるということに問題があるということを感じておりますので、そういうこと等を含めまして、單に通知をするということではなくて、會議等いろいろな形で細かに指導してまいりたいと思つております。また大學におきましては、學生部等の窓口におきまして親切な対応をするように十分指導してまいりたい、こう思つております。

○小笠原貞子君 それじゃ、大臣もおいでになりましたのでお伺いしておきたいんですけども、一言、先ほど法務省の方言えなとおっしゃっていましたので、ぜひお伺いしたいと思います。

それは天下一家の會が、法律ができたからわれわれが損をしたんだと、被害者なんだと、だからこの被害については國が補償すべきだというふうな立場で巻き返しをやっておられます。これはもう全く立場としてはおかしい立場だということから、國として、こういう國に補償の責任をとるといふような問題については毅然とした態度をとつていただきたい、そういう立場をとつていただくべきかというのを先ほどからお伺いしていただけないんですけども、ちよつと立場上そこまでは言えないというふうなお答えだったので、そのことを最後にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 今度の法律ができて、いわゆるネズミ講といわれるものが禁止されることになりました。その間にいろいろ後の整理があるんだろうと思つていますが、そこでこの提案では、御承知のように約六カ月期間を置くということになっております。しかし、これは國の賠償問題になるべき性質のものでないと、かように考へておるわけでございます。

○小笠原貞子君 先ほどいろいろネズミ講とはどうなんだというふうな内容のものをつくつてもらいたいということについてのお答えをまだいただけていないので、簡単に……

○政府委員(井川博君) 先ほどの先生のお話は、結局啓蒙を徹底させていくために具體的にどうするか早く決めると、こういうお話だと思つて、文部省からもお答えがございましたように、それぞれが部局でそれぞれいろいろな組織づくりをやらなくちゃならないと思つて、かつまた一般的には自治省とも御相談しまして、府県及び市町村あたりでどうやっていったらと、至急にそういう話を進めてまいりたい、そして啓蒙その他に遺漏なきを期したいと、こういうふう存じております。

○委員(夏目忠雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(夏目忠雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もありませんから、これより直ちに採決に入ります。

無制限講義の防止に関する法律案の問題に供し本案に賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(夏目忠雄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(夏目忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散會いたします。
午後三時二十分散會

十月六日本委員会に左の案件が付託された。
一、石油等の価格を引き下げ円高差益を國民に還元することに関する請願(第二六〇号)(第二六一号)(第二六九号)(第二七八号)(第三六六号)

第二六〇号 昭和五十三年九月二十七日受理
石油等の価格を引き下げ円高差益を國民に還元することに関する請願
請願者 長崎県大村市諏訪一ノ八〇ノ二
中根米香外四百九十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君

第二六一号 昭和五十三年九月二十七日受理
石油等の価格を引き下げ円高差益を國民に還元することに関する請願
請願者 岩手県盛岡市青山三ノ二二ノ一五
中沢和一外千九百九十四名
紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。
第二六九号 昭和五十三年九月二十七日受理
石油等の価格を引き下げ円高差益を國民に還元することに関する請願
請願者 宮城県仙台市安養寺二ノ一三ノ六
佐藤とよの外九百九十九名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。

第二八八号 昭和五十三年九月二十八日受理
石油等の価格を引き下げ円高差益を国民に還元することに關する請願
請願者 岩手県和賀郡和賀町野田目二ノ四
四ノ一 菊地キヨミ外千五百四名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。

第三六六号 昭和五十三年九月二十八日受理
石油等の価格を引き下げ円高差益を国民に還元することに關する請願
請願者 宮城県仙台市飯田上屋敷二ノ三
八 飯優子外千八百名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。

十月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、石油等の価格を引き下げ円高差益を国民に還元することに關する請願(第四九二号)(第五五二号)
一、政府管理輸入物資等の円高差益に關する請願(第六四一号)
一、石油等の価格を引き下げ円高差益を国民に還元することに關する請願(第六四四号)
一、円高差益の国民への還元に關する請願(第六六九号)(第六七六号)(第六九一号)
一、ネズミ講の禁止・規制措置制度確立に關する請願(第六九二号)(第七六三号)

第四九二号 昭和五十三年九月三十日受理
石油等の価格を引き下げ円高差益を国民に還元することに關する請願
請願者 福岡県田川市東区上伊田 原ミツ
エ外四百九十九名
紹介議員 市川 房枝君

第五五二号 昭和五十三年十月二日受理
石油等の価格を引き下げ円高差益を国民に還元することに關する請願
請願者 札幌市北区茨戸一ノ一六四 内田
静枝外四百九十九名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。

第六四一号 昭和五十三年十月三日受理
政府管理輸入物資等の円高差益還元に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一 福島市議会
議長 岡田与一
紹介議員 鈴木 正一君
政府管理輸入物資の円高差益については、実効ある行政措置により早急に差益還元を行うとともに、他の輸入品についても同様の措置を講ぜられたい。

理由
昨今の国際為替レートの円高に基づく関連企業のうち電力、ガス業界においてはその差益を国民に還元する措置がとられることになつたが、輸入農産物をはじめ石油製品その他日常国民生活に深くかかわりのある一般商品並びにサービス関連業種にはまだその措置が及んでいない。

第六四四号 昭和五十三年十月四日受理
石油等の価格を引き下げ円高差益を国民に還元することに關する請願
請願者 岩手県盛岡市緑ヶ丘一ノ一五ノ一
六 生内忠蔵外四百九十九名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。

第六六九号 昭和五十三年十月四日受理
円高差益の国民への還元に関する請願
請願者 京都府相楽郡笠置町奥田二五 奥
西好雄外二千二百三十七名

紹介議員 河田 賢治君
円高差益が国民に還元されるよう、次の事項について措置されたい。
一、電力・ガス会社は料金の割引を発表したが、円高差益の国民への還元を実施するため、一般家庭用電燈料金、中小企業、地方公営企業、福祉施設、構造不況業種向けの電力料金及び農事用電力料金を引き下げるよう指導を行うこと。
二、電力・ガス、石油の大企業、輸入物資を取り扱う大商社に対して、為替差益の実態をはじめとする経理内容を公開させること。

理由
円レートは七月下旬に、一ドル二百円の大台を突破しそれ以降も急騰を続けている。この急激で異常な円高は長期不況を続ける日本経済と国民生活に深刻な影響を及ぼしている。京都でも初の円高倒産がでており、電子関連機器、繊維機械、雑貨など輸出関連企業は苦況にあえぎ、多くの府民の営業と生活がおびやかされている。一方、昨年来の円高の進行によつて、膨大な為替差益が生じているにもかかわらず、それが一部大企業の手に入り占められ、ほとんど国民に還元されていないことに対する怒りが爆発している。

第六七六号 昭和五十三年十月四日受理
円高差益の国民への還元に関する請願
請願者 京都府向日市殿長二三 山中渡外
千六百名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第六六九号と同じである。

第六九一号 昭和五十三年十月四日受理
円高差益の国民への還元に関する請願
請願者 京都市右京区西院下花田町五 竹
田俊雄外千四百七十一名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第六六九号と同じである。

第六九二号 昭和五十三年十月四日受理
ネズミ講の禁止・規制措置制度確立に關する請願
請願者 京都市上京区広小路通寺町東入中
御霊町四一〇 天野和夫
紹介議員 河田 賢治君

理由
既に新聞・テレビ等で報道されているように、現在、特に京都を中心とする近畿の国公立諸大学において、「天下一家の会・第一相互経済研究所」(本部・熊本市・所長・内村健一)の主宰するいわゆる「ネズミ講」はその連鎖配当の組織と手段によつて学生を入学させ、結果的に既に多数の学生に深刻な被害を生じさせている。
すなわち、主宰者らは、右組織が現実には破たんせざるを得ないにもかかわらず、あたかも無限に続くものであるかのように説明し、「三十万円が千六百五十万円になる」といつて射幸心をあおり、「ネズミ講と違う」とか、「本部は国の認可する財団法人天下一家の会である」とどの虚偽の言辭で安心させ、果ては、「親友を八十パーセント信頼し、あと二十パーセントは決断だ」などいつて学生相互の親密な信頼関係を利用し、被勧誘者が理性的に判断することが困難な状況のもとで入学させているのが実態である。更に、許しがたいのは、資力の乏しい学生に対し、拠出金のねん出のため、いわゆるサラリーマン金融を利用するよう示唆し、高(複)利で多額の金員を借り入れさせ、経済的破たんを追い込んでいく事実である。ネズミ講による被害は、単に経済的なものにとどまらず、正常な勉学生活全体を崩壊させ、信頼を基礎とする友情関係を破たんの危機に追い込み、正常な倫理感を失わせ、更には、学生の生命ともいふべき学問的思考力を摩滅させる危険性がある。これに対して学校当局は、これまでビラ・掲示などによる啓蒙、被害を受けた学生に対する指導など、大学の立場から独自に可能な措置を講じてきた

既に新聞・テレビ等で報道されているように、現在、特に京都を中心とする近畿の国公立諸大学において、「天下一家の会・第一相互経済研究所」(本部・熊本市・所長・内村健一)の主宰するいわゆる「ネズミ講」はその連鎖配当の組織と手段によつて学生を入学させ、結果的に既に多数の学生に深刻な被害を生じさせている。
すなわち、主宰者らは、右組織が現実には破たんせざるを得ないにもかかわらず、あたかも無限に続くものであるかのように説明し、「三十万円が千六百五十万円になる」といつて射幸心をあおり、「ネズミ講と違う」とか、「本部は国の認可する財団法人天下一家の会である」とどの虚偽の言辭で安心させ、果ては、「親友を八十パーセント信頼し、あと二十パーセントは決断だ」などいつて学生相互の親密な信頼関係を利用し、被勧誘者が理性的に判断することが困難な状況のもとで入学させているのが実態である。更に、許しがたいのは、資力の乏しい学生に対し、拠出金のねん出のため、いわゆるサラリーマン金融を利用するよう示唆し、高(複)利で多額の金員を借り入れさせ、経済的破たんを追い込んでいく事実である。ネズミ講による被害は、単に経済的なものにとどまらず、正常な勉学生活全体を崩壊させ、信頼を基礎とする友情関係を破たんの危機に追い込み、正常な倫理感を失わせ、更には、学生の生命ともいふべき学問的思考力を摩滅させる危険性がある。これに対して学校当局は、これまでビラ・掲示などによる啓蒙、被害を受けた学生に対する指導など、大学の立場から独自に可能な措置を講じてきた

既に新聞・テレビ等で報道されているように、現在、特に京都を中心とする近畿の国公立諸大学において、「天下一家の会・第一相互経済研究所」(本部・熊本市・所長・内村健一)の主宰するいわゆる「ネズミ講」はその連鎖配当の組織と手段によつて学生を入学させ、結果的に既に多数の学生に深刻な被害を生じさせている。
すなわち、主宰者らは、右組織が現実には破たんせざるを得ないにもかかわらず、あたかも無限に続くものであるかのように説明し、「三十万円が千六百五十万円になる」といつて射幸心をあおり、「ネズミ講と違う」とか、「本部は国の認可する財団法人天下一家の会である」とどの虚偽の言辭で安心させ、果ては、「親友を八十パーセント信頼し、あと二十パーセントは決断だ」などいつて学生相互の親密な信頼関係を利用し、被勧誘者が理性的に判断することが困難な状況のもとで入学させているのが実態である。更に、許しがたいのは、資力の乏しい学生に対し、拠出金のねん出のため、いわゆるサラリーマン金融を利用するよう示唆し、高(複)利で多額の金員を借り入れさせ、経済的破たんを追い込んでいく事実である。ネズミ講による被害は、単に経済的なものにとどまらず、正常な勉学生活全体を崩壊させ、信頼を基礎とする友情関係を破たんの危機に追い込み、正常な倫理感を失わせ、更には、学生の生命ともいふべき学問的思考力を摩滅させる危険性がある。これに対して学校当局は、これまでビラ・掲示などによる啓蒙、被害を受けた学生に対する指導など、大学の立場から独自に可能な措置を講じてきた

既に新聞・テレビ等で報道されているように、現在、特に京都を中心とする近畿の国公立諸大学において、「天下一家の会・第一相互経済研究所」(本部・熊本市・所長・内村健一)の主宰するいわゆる「ネズミ講」はその連鎖配当の組織と手段によつて学生を入学させ、結果的に既に多数の学生に深刻な被害を生じさせている。
すなわち、主宰者らは、右組織が現実には破たんせざるを得ないにもかかわらず、あたかも無限に続くものであるかのように説明し、「三十万円が千六百五十万円になる」といつて射幸心をあおり、「ネズミ講と違う」とか、「本部は国の認可する財団法人天下一家の会である」とどの虚偽の言辭で安心させ、果ては、「親友を八十パーセント信頼し、あと二十パーセントは決断だ」などいつて学生相互の親密な信頼関係を利用し、被勧誘者が理性的に判断することが困難な状況のもとで入学させているのが実態である。更に、許しがたいのは、資力の乏しい学生に対し、拠出金のねん出のため、いわゆるサラリーマン金融を利用するよう示唆し、高(複)利で多額の金員を借り入れさせ、経済的破たんを追い込んでいく事実である。ネズミ講による被害は、単に経済的なものにとどまらず、正常な勉学生活全体を崩壊させ、信頼を基礎とする友情関係を破たんの危機に追い込み、正常な倫理感を失わせ、更には、学生の生命ともいふべき学問的思考力を摩滅させる危険性がある。これに対して学校当局は、これまでビラ・掲示などによる啓蒙、被害を受けた学生に対する指導など、大学の立場から独自に可能な措置を講じてきた

既に新聞・テレビ等で報道されているように、現在、特に京都を中心とする近畿の国公立諸大学において、「天下一家の会・第一相互経済研究所」(本部・熊本市・所長・内村健一)の主宰するいわゆる「ネズミ講」はその連鎖配当の組織と手段によつて学生を入学させ、結果的に既に多数の学生に深刻な被害を生じさせている。
すなわち、主宰者らは、右組織が現実には破たんせざるを得ないにもかかわらず、あたかも無限に続くものであるかのように説明し、「三十万円が千六百五十万円になる」といつて射幸心をあおり、「ネズミ講と違う」とか、「本部は国の認可する財団法人天下一家の会である」とどの虚偽の言辭で安心させ、果ては、「親友を八十パーセント信頼し、あと二十パーセントは決断だ」などいつて学生相互の親密な信頼関係を利用し、被勧誘者が理性的に判断することが困難な状況のもとで入学させているのが実態である。更に、許しがたいのは、資力の乏しい学生に対し、拠出金のねん出のため、いわゆるサラリーマン金融を利用するよう示唆し、高(複)利で多額の金員を借り入れさせ、経済的破たんを追い込んでいく事実である。ネズミ講による被害は、単に経済的なものにとどまらず、正常な勉学生活全体を崩壊させ、信頼を基礎とする友情関係を破たんの危機に追い込み、正常な倫理感を失わせ、更には、学生の生命ともいふべき学問的思考力を摩滅させる危険性がある。これに対して学校当局は、これまでビラ・掲示などによる啓蒙、被害を受けた学生に対する指導など、大学の立場から独自に可能な措置を講じてきた

が、学生の受けた被害は、その性格からしても事後的救済の困難な面をもっている。

第七六三号 昭和五十三年十月五日受理

ネズミ講の禁止・規制措置制度確立に関する請願

請願者 京都市伏見区深草塚本町六七 二

葉憲香

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第六九二号と同じである。

十月十六日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は十月十二日)

一、無限連鎖講の防止に関する法律案(衆)

無限連鎖講の防止に関する法律案

無限連鎖講の防止に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、無限連鎖講が、終局において破たんすべき性質のものであるのかかわらずいたずらに関係者の射幸心をあおり、加入者の相当部分の者に経済的な損失を与えるに至るものであることにかんがみ、これに関与する行為を禁止するとともに、その防止に関する調査及び啓もう活動について規定を設けることにより、無限連鎖講がもたらす社会的な害悪を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「無限連鎖講」とは、一定額の金銭を支出する加入者が無限に増加するものであるとして、先に加入した者が先順位者、以下これに連鎖して段階的に二以上の倍率をもつて増加する後続の加入者がそれぞれの段階に応じた後順位者となり、順次先順位者が後順位者の支出する金銭から自己の支出した額を上回る額の金銭を受領することを内容とする金銭配当組織をいう。

(無限連鎖講の禁止)

第三条 何人も、無限連鎖講を開設し、若しくは

運営し、無限連鎖講に加入し、若しくは加入することを勧誘し、又はこれらの行為を助長する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第四条 国及び地方公共団体は、無限連鎖講の防止に関する調査及び啓もう活動を行うよう努めなければならない。

(罰則)

第五条 無限連鎖講を開設し、又は運営した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六条 業として無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七条 無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、二十万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。